

◎議長(須貝 孝 議員)

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第9号によって進めます。

まず、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第1、議第30号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第1号)」から、日程第8、議会案第3号「尾花沢市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」までの8案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よって、8案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第1、議第30号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。伊藤議員。

◎12番(伊藤 浩 議員)

2点質問いたします。

1点目でございますが、議案書43ページ、44ページ、6款1項4目11節、施設修繕料の430万円が計上されております。これは宝栄牧場の管理と雪害の修繕費用というふうなご説明ありましたが、現地に出向いて現場見てきたんですが、この管理棟とですね、その脇にある今物置だそうでございますが、これの屋根がですね、真っ赤にもう錆びてまして、今年の冬、雪がもう全然滑らないような状態になってしまうのではないかなど、いうふうに見てまいりました。この修繕の計画がどうなっているのか、お伺いいたします。

またこの歳入の部分で、430万円と同額の雑入、災害共済金というふうにございましたが、これは100%共済で支払いがされるというふうな捉え方でよろしいのか、お伺いいたします。

2点目でございます。同じページ、4款1項3目19節、一般地区浄化槽設置整備事業補助金361万5,000円と。こちらは当初予算が全て消化され、また新たな申し込みに対応するための補正ということでございますが、今回の補正で今要望されている必要な件数は、全て対応できるのか。

また今後、新たな申し込みがあった場合は、どう対応していくのか。以上、お伺いいたします。

◎議長(須貝 孝 議員)

農林課長。

◎農林課長(本間 純 君)

伊藤議員にお答えいたします。

今回の補正については、雪害によりまして、管理棟の屋根が破損したというふうなことで、予算を計上させていただきました。そして議員ご指摘のとおり、管理棟のほかに宝栄牧場の中には、作業小屋というふうな形で、以前管理棟として活用しておりました、総二階建ての作業小屋がございます。先月29日ですか、宝栄牧場の入牧式がございまして、私もちょっと気になって眺めておりましたら、かなり屋根が赤錆びておったようでございます。ただ、ちょっと状況のほうはまだ分かりませんので、再度現場のほう確認いたしまして、早急に改修が必要なかどうか、かなりの築年数経っておりますので、場合によっては屋根の葺き替えなんかも必要なのかもしれないし、その辺は十分確認いたしまして、今後の宝栄牧場運営に支障をきたさないような形で、活用してまいりたいと思っております。ちょっとしばし、お時間をいただければと思います。

◎議長(須貝 孝 議員)

財政課長。

◎財政課長(高橋 隆 君)

収入に関してご説明いたします。市町村の災害共済会のほうにかけているわけですが、積雪による災害の場合は100%保証になるということで、全額収入をみております。

◎議長(須貝 孝 議員)

環境整備課長。

◎環境整備課長(鈴木 賢 君)

伊藤議員の浄化槽関係、一般地区浄化槽設置整備事業費補助金361万5,000円についてお答えします。

毎年秋口に全戸配布しながら、次年度の浄化槽設置予定者っていうことで、補助しますというチラシをまかれ、現在それに基づいて当初予算を組んだわけですが、今年度10月に消費税増税であったりとか、また水道の業者さん個人の方から相談を受けている件数もだいぶ春ありました。それを精査しまして、今回補助金のほうは5人槽が29万1,000円、そして7人槽35万1,000円、10人槽は45万6,000円として補助金の要綱定めておるところでおります。今回の補正のほうは7人槽35万1,000円の9基分、10人槽45万6,000円の1基分の合計361万5,000円分を補正として上げさせてもらったところでありまして、今後、消費税関係の件もありまして、その後に計画というのが、なかなかちよっ

と一旦落ち着くかと思われまじけれども、そうなった時は相談にのって、補正対応を協議したいと思ひます。以上です。

◎議長(須貝 孝 議員)

伊藤議員。

◎12番(伊藤 浩 議員)

ありがとうございます。雪害の場合100%共済金で修繕ができるというふうなことなんですけれども、やはり、こわれたから直すということももちろんですけども、こわれないように手当をしていくというふうなことも大事かと思ひますので、ぜひ現場を見ていただいてですね、適正な対応をお願いしたいというふうに思ひます。

あと浄化槽のほう、これライフラインの一部ですよ、浄化槽って。やっぱり急にというふうなケースもあるかと思ひますので、その時はぜひ柔軟な対応で、市民の皆様が困らないようにお願いしたいと思ひます。以上で終わります。

◎議長(須貝 孝 議員)

その他、塩原議員。

◎13番(塩原 未知子 議員)

先ほどの宝栄牧場の屋根の修理。本当に私も、昨年もそうなんですけれども、これを修理してもどうなのかと思ひた時がありました。冬、牛も下山しますので、もしこれから持続可能な、そういう建物を豪雪地の過酷なところに置くのであれば、夏場はそこでいいんですけれども、冬場は降ろしてくるような、そういう発想とかはないでしょうか。そうすると例えばですね、徳良湖のスノーランドで冬だけ使う、何でしょう、小屋みたいなものが必要だつてことで、今回コンテナを利用したと思うんですけども、そういう発想で、移動できるようなコンパクトなものを考へて、冬は牛と一緒に降りてくるつていうような発想ないでしょうか。お尋ねします。

◎議長(須貝 孝 議員)

農林課長。

◎農林課長(本間 純 君)

雪害はないような形で、今後も努めてまいりたいと思ひますけれども、管理棟については、移動式がはたしてよろしいのかどうか。以前ですと、あちらのほうに、牛の管理の関係で泊まりがけでやつておつたというふうなことで、風呂も完備されておまして、それを移動させることが可能かどうかつてのはちょっと、甚だ疑問はありますけれども、今後施設整備する際には、そういうふうなことも、場合によっては考へられ

ます。実際、産直なんかではコンテナハウスでやつてるところもございまして、そういうふうな活用も考へられるかと思ひます。ただ、伊藤議員からご指摘ありました小屋につきましては、牧柵とかいろいろな資機材を保管しておかなければならない。あと牛肉まつりのコンロなんかも、あそこに保管しておりますので、そういうふうな建物自体は必要かと思ひますので、ケースバイケース、今後の施設整備の中で十分検討してまいりたいと思ひます

◎議長(須貝 孝 議員)

塩原議員。

◎13番(塩原 未知子 議員)

新しい時代になりましたので、これからは持続可能な形をぜひお考への上で、いろいろなことを変えていただきたいと思ひます。よろしくお祈いします。

◎議長(須貝 孝 議員)

その他、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よつて、議第30号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第2、議第31号「令和元年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よつて、議第31号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第3、議第32号「令和元年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたしま

す。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（須貝 孝 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（須貝 孝 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第32号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第4、議第33号「尾花沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（須貝 孝 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第33号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（須貝 孝 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第33号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第5、議第34号「尾花沢市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。奥山議員。

◎6番（奥山 格 議員）

議第34号についてお聞きしたいと思います。議選監査委員の歴史というものを調べてみますと、監査委員制度が創設されたのが昭和21年からであります。そしてこのたびの監査委員が、場合によっては条例によって廃止することもできるというふうに、地方自治法が改正されたのが、平成29年であります。これまでずっと議選監査委員というのは必置のものとして、自治法に定められておったわけですが、これをこのたび改正しなければならない理由について、地方自治法が変わったというだけの形式的な理由ではなくて、議会の監視機能、行政への監視機能において、議選監査委

員というものが本当に廃止していいのかどうか。その廃止する理由について、どのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。

◎議長（須貝 孝 議員）

総務課長。

◎総務課長（鈴木 浩 君）

お答えいたします。ただ今奥山議員からご質問ありましたところでございますけれども、このたび、平成29年6月9日に公布されました、地方自治法の一部改正によりまして、監査制度については、監査委員による監査基準の設定、勧告制度の創設、監査専門委員の創設等、監査制度の充実強化に向けた見直しが行われ打ち出されたところでございます。その中で議員のうちから選出する監査委員の選任の義務付けが緩和をされまして、議会選出監査委員を選出選任するか、あるいはしないかにつきましては、自治体の判断により選択できるものとなったところでございます。これまで尾花沢市の監査におきまして、議会選出監査委員につきましては、市政に精通し優れた見識により役割を果たされてきたというふうな受け止めておりますが、今回の地方自治法改正の趣旨を踏まえまして、監査制度と議会との関係性について、これまで議会内でも、ご議論をいただいたものと承っております。このことを踏まえまして、監査委員と議会の監視機能における役割分担を考えた場合、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、専門性や独立性を発揮した監査を実施していくため、このたび提案するに至った次第でございます。よろしく願い申し上げます。

◎議長（須貝 孝 議員）

奥山議員。

◎6番（奥山 格 議員）

議選監査委員の選任の義務付けの緩和については、賛否両論あるわけでありまして、必要だと考える考え方としましては、監査結果を指摘する際に、執行機関側に緊張感が生まれる。また執行機関を監視するという議会の役割に鑑みると、議選監査委員は維持されるべきである。また議員が監査委員になることは、行政の実情を把握し、議会の権能を発揮する上で、なお有用である。委員として施策が住民ニーズにあっているかという観点からの監査も必要であるという意見があるわけでありまして、このような意見に対して、どのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。

◎議長（須貝 孝 議員）

総務課長。

◎総務課長（鈴木 浩 議員）

お答えいたします。監査委員におかれましては、常々、例月の出納検査でありますとか、定例監査を実施していただきまして、そのたびに執行部側にさまざまなご指導、その監査の結果等、承っているところでございます。そういったところを踏まえまして、これまで同様にですね、監査していただいた内容につきましては、執行部といたしましても、反映をして行政にあたっていくというふうな観点で、これまで同様に進めていければというふうに考えてございます。

◎議長（須貝 孝 議員）

奥山議員。

◎6番（奥山 格 議員）

十分な理由になっていないと思います。やはりこの私言ったこの考え方に、率直にやっぱりそれでは、それでなくても大丈夫なんだというような、十分な根拠が見当たらないと思います。もう1度答弁お願いしたいと思います。

◎議長（須貝 孝 議員）

総務課長。

◎総務課長（鈴木 浩 君）

お答えいたします。今回、識見監査委員を2名体制にするというふうな考え方でございます。そういったところで、監査の専門性、それから独立性といった部分がこのたびの地方自治法改正の趣旨でございますので、そういったところを十分、今後の監査体制のほうに反映していく、反映させていく中で、より行政にとって、行政運営にあたりましての監査委員からのご指導、そして行政の運営のあり方について、専門的な見地からご意見をいただくことによって、さらに監査、市の監査体制の充実を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

◎議長（須貝 孝 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論ですが、討論の通告がありますので、発言を許します。奥山議員。

〔6番 奥山 格 議員 登壇〕

◎6番（奥山 格 議員）

議第34号「尾花沢市監査委員条例の一部を改正する条例について」反対討論をいたします。

本議案は、議選監査委員を選任しないとするものであります。しかしそもそも、議選監査委員が置かれている意味は、議選の監査委員であれば、市の行政全般に対する議会が発言し、その内容に市民の声を反映する活動しているため、財務会計において、幅広い視点での監査を期待できるからであります。また議会の権

能は非常に拡大しており、監査による情報を議会審議等に活かすことができるものであります。また市民代表としての議員が監査にあたれば、執行機関に対して適正な、また公正な予算の執行を促すことができることとなります。これに対して、議選監査委員を条例で置かないことにできるとする地方自治法の改正に至った理由は、1つには専門性の問題、つまり自治体事務が高度化、複雑化し、専門性がさらに要求されるようになってきているが、議員は財務会計の専門家ではない。短期で交代することから、専門性を高めることが難しいという理由。また議会費も監査の対象であり、独立性に疑問があるとするものであります。

また監査委員は、守秘義務が課されているため、得られた情報を議会審議に活かせるか疑問であるとするものであります。しかしこれに対しては、議会として監査の情報を共有する方法の検討が必要であります。

また監査委員に伝わる議会の審議の情報は、議員としてのものではなく、議会としての公平な情報であるように、その担保の方法を検討すべきであります。また議会も監査の対象であることについては、議会の監査については、議選監査委員を外したりすると、これを除外といいますが、それにより監査の独立性を担保することができます。

また、監査委員が決算審査にどう関わるかということは、監査委員と議員の立場の棲み分けを考えていけば良いことであります。つまり、議選監査委員のデメリットと言われる理由は十分に対応可能であります。したがって監査で得られる情報は、議会の監視機能を高めるために有益であり、議会が監査の情報を得ることが必要であります。また議会での審議の情報を伝え、政策的な視点、市民の視点を監査に加える意義は、大変大きいものであります。監査の充実の面から見ても、議会の情報を監査に伝えることが必要であります。

以上のことから、議選監査委員の存在は、本市の監査において必要と考えるものであります。したがって、議選監査委員を廃止するという今回の、議第34号、尾花沢市監査委員条例の一部を改正する条例の議案には、反対するものであります。

これについて、議員諸君のご賛同をお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

◎議長（須貝 孝 議員）

以上で、通告による討論は終わりましたが、ほかに討論があれば、これを許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（須貝 孝 議員）

討論なしと認め、終結いたします。

これより、議第34号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

◎議長(須貝 孝 議員)

着席願います。

起立多数であります。よって、議第34号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第6、議第35号「尾花沢市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第35号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第7、議第36号「尾花沢市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野議員。

◎7番(青野 隆 一 議員)

今回の条例の改正につきましては、中学生から高校生まで入所が可能になるということでございます。私もよつば団地の何世帯かの方々にお話を伺ってまいりました。このことについては、非常に評価をしていただき、大変助かると。受験とかをかかえた過度期ではなくて、高校生まで入れるということは、非常にいい改正だという評価をいただきました。

その一方で、実際今、12世帯のうち3世帯が空いているということで、かつては、このよつば団地は抽選で引き当てないと、なかなか入れないという、非常に人気の高い、子育て世帯には大変、住宅としては、非常に意味のある住宅でございましたけれども、築10年といえますか、10年を経過した段階になりまして、今申し上げたように、入居者が埋まらないという現状が出てきております。この辺について、どのようなお考

えか、まずお伺いしたいというふうに思います。

あと出された意見として、子どもが小学生になると家賃が高くなるという、そういうご意見が何人かからございました。このことについては、どのようにお考えなのかお伺いしたいというふうに思います。

また今9世帯いるんですけども、そのうち全て小学校以上の子どもの世帯というのはどれぐらいの世帯になるのか、お伺いいたします。

◎議長(須貝 孝 議員)

建設課長。

◎建設課長(近藤 二 弘 君)

お答えいたします。まず、よつば住宅の12戸のうち現在9戸の入居者。3戸が空いているというふうなことの原因について、お尋ねでございますけれども、よつば住宅については、期限付き住宅というふうなことでございまして、中学生を卒業するお子さんが、卒業すると退去しなければならないというふうなことで、これまで退去した方もいるかと思っております。その後、募集しても、入居の応募がないというふうなことで、今現在3戸の空き家になっているかと思っております。今後、この入居促進に向けて、何が原因となっているか、その辺も検討しながら、入居促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

あと、お子さんが小学生にあがると家賃が上がって、出ていく方もおるというふうなご指摘でございます。市営住宅については、裁量階層世帯制度というふうなことがありまして、これは、よつば住宅だけではございません。公営住宅全般でございます。通常のところ15万8,000円が収入基準のところ、21万4,000円まで入居ができるというふうなことになってございます。小学生にあがると、この裁量世帯から外れまして、要するに収入超過者とみなされて家賃が上がっていくというふうなことで、その分家賃が上がるというふうなことになっておるかと思っております。それがあの、退去の原因の大きな理由になっているとすれば、その辺の改善に向けて、どういった方策があるか、今後公営住宅でするので、国の法律の縛りがございます。その辺もありませんけれども、これからその辺の公営住宅を、さらには他市の状況等も調査しながら、よりよい入居環境に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

あと今現在、よつば住宅の9戸のうち小学生がいる家庭でございまして、ちょっと手元の資料でちょっと分かる資料ございませんので、後ほど調べてお答えしたいと思います。

◎議長(須貝 孝 議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

今建設課長からご答弁いただきましたけども、やはりその、ここ数年ですね、2戸、3戸ということで、せっかくあれだけの環境の整った子育て住宅が、活用されていないというところについては、原因を調べていきたいということですけども、やはり本当に何が原因なのかと。やっぱり入居している皆様方の実態というものを把握をしながら、やっぱりそれに応えていくという、基本的な態度というものを私は必要なんじゃないかなというふうに思います。ぜひ、そういうふうな形で、ご意見をお聞きしていただきたいなと思います。

私が申し上げました、先ほど課長のほうから、9世帯中小学生以上だけの世帯ということで、あったんですが、私がお聞きをしました2世帯と。ほとんど小学生にあがる段階で、継続をしている方が非常に少ないという数字が表れているんじゃないかなというふうに思っております。

その原因というのは先ほど何人かからあったんですが、子どもが小学生になると家賃が高くなると。この考え方なんですけども、課長から説明ありましたように、就学時前のお子さんがある場合とか、あるいは身体障がい者がおられる世帯とか、あるいは60歳以上の高齢者がいる世帯、こういう方々に対しては、いわゆる裁量階層ということで、収入月額が21万4,000円、ここまでの方が入居できるという特例措置がございます。ところが高齢者、障がい者の方々は、そのままずっと入居をされるんですけども、この子育て世帯の皆さん方が小学生に子どもがあがりますと、一般世帯ということで、本来階層に戻るんですけども、そうしますと15万8,000円が上限になるということで、そのことによって、もしかしたら、入居していた所得が該当しなくなって出なきゃならないという方もいるかもしれません。あともう1つは、その収入月額が下がるということによって、その家賃算定基礎になっているのが、収入分位という、その階層区分があるんですけども、所得が収入月額が、基準額が下がることによって、同じ所得であっても、その収入分位が、いわばランクが家賃が高いランクになってしまうという、こういう仕組みがやはりあるんじゃないかなと、いうふうに思います。ですから、今入っている皆さん方も、小学生になるとやはりアパートにお住まいになったり、あるいは住宅を建てて定住されたり、いろいろおるようですけども、私はこのよつば保育園の前に建てた、子育て世代のための、やっぱり公営住宅だという性質を鑑みた時に、

できるならば、今回の条例改正のように18歳まで、ぜひ居ていただいて、そして尾花沢に住んでいただきたい。そういう住宅であってほしいというふうに思っております。

これ国土交通省の住宅総合整備課のほうで出している文書なんですけども、これが該当するかどうかは検討いただきたいんですが、こんなふう書いてあります。入居者資格ということで、入居の収入基準、月収25万9,000円、これを上限として政令で規定する基準、月収15万8,000円を参酌し、条例で制定をするということです、これはこういう条例で今、市営住宅条例、これになっております。ただしということが書いてあります。ただし、入居者の心身の状況または世帯構成、区域内の住宅事情、その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として、条例で定める場合については、月収25万9,000円を上限として基準の設定が可能だというふうに書いてあります。そうしますと、その自治体自治体で、今私が申し上げた、よつば団地には子育てという、特定の目的を持った、整備をされた公営住宅だというふうになりますと、この条文からすれば、そういうふうな市の、いわゆる裁量階層というその設定の仕方もある程度、自治体に委ねられているんじゃないかというふうに推測をしております。

その点についても、課長なりの、私が申し上げた、こういった要件緩和についても、検討できるんじゃないかと思っておりますけども、1つご意見お願ひしたいなというふうに思います。今の点についてご答弁をお願いいたします。

◎議長(須貝孝議員)

建設課長。

◎建設課長(近藤二弘君)

お答えいたします。裁量階層の収入基準月額についての上限が、国のほうで定められているのは、25万9,000円までを上限として、各市町村でできるというふうなことでございます。そのようなことを踏まえまして、当市では、近隣市町村の状況とかを踏まえまして、21万4,000円に設定しているところでございます。この21万4,000円の額についても、国の基準ではもっと上げることが可能ですので、この辺も今後、他市町村の状況とも調査しながら、検討してまいりたいと考えております。

◎議長(須貝孝議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

ぜひですね、こういった見解が示されているわけで

すけども、そのことが該当するのかどうか、十分問い合わせをしていただきながら、そして対応していただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、やっぱりよつば保育園という、もう目の前にある保育所を抱えて、そして小学校もあそこまでバスが送迎をしてくれるということで、非常に子育て世帯にとりましたら、何とか18歳まで、やっぱりその子どもをその、いわゆる子育て世代がずっと借りていけるような条例が、せつかく改正するわけですから、そういう趣旨がやっぱり達成できるような仕組み作りも、これ同時に合わせて考えていかないと、年数だけ伸ばしても、結局は先ほど申しましたように、小学生になった世帯が非常に少ないという現実がございますので、そこをきちんと国のいわば見解なども聞きながら、ぜひ対応していただきたいなど。

あともう1点、言われたんですが、やっぱり環境問題もございまして、あそこは非常に近いんですね。せつかく建てるんなら、もうちょっと余裕を持って建ててくれればよかったのかもしれないけど、非常に狭いんですよ、1戸1戸の間が。すぐ雪が溜まるということで、これも今、若者子育て世帯が、その雪片付けについて、非常に大変だと。実際なかなかできてないという実情でございまして。去年も一回だけ排雪をしていただいたということですけども、やはり若い世代たちも、この今の雪の状況につきまして、どんな基準で排雪をしていただいたのか分かりませんが、もう少し何回か丁寧をお願いしたいというふうな要望がございました。その点も併せながらご答弁お願いしたいと思います。

◎議長(須貝 孝 議員)

建設課長。

◎建設課長(近藤 二 弘 君)

よつば団地の敷地内の管理については、基本的には入居者が管理していただくというふうなことになってございます。雪の処理についても同様でございまして。ただ、よつば団地については、基礎を高くして、雪に強い住宅というふうなことで、建設したわけでございますが、議員仰るとおり、住宅と住宅の間の屋根の雪でいっぱいになる場合があるようでございます。そうした場合、入居者での対応が困難な場合については、市のほうで排雪を行っているようでございます。今後とも、入居者のお話をお聞きしながら、状況等も確認しながら対応してまいりたいと思います。

◎議長(須貝 孝 議員)

他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第36号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第36号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第8、議会案第3号「尾花沢市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議会案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よって、議会案第3号は、原案のとおり決しました。

この際、申し上げます。皆様方のお手元に配付いたしておりますとおり、市長並びに議会運営委員長より、3件の議案が提出されております。

お諮りいたします。これら3件の議案を日程第9から11とし、本日の議事日程に追加いたしたいと思いません。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よって、3件の議案は本日の議事日程に追加することに決しました。

これより、追加議案の上程を行います。

日程第9、議第40号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第11、議会案第4号「議員派遣について」までの3案件を一括上程いたします。

この際、市長より、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長(菅根光雄君)

今定例会に追加提案いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第40号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものであります。

議第41号「尾花沢市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。山形県医療給付事業補助金交付規程の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

以上が、今定例会に追加提案しました議案の概要であります。審議の過程において、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

◎議長(須貝孝議員)

次に、議会運営委員長より、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

[議会運営委員長 大類好彦 議員 登壇]

◎議会運営委員長(大類好彦議員)

議会案1案件を提出するにあたり、提案理由の説明を申し上げます。

議会案第4号「議員派遣について」であります。会議規則第167条の規定により、議員の派遣に関し、議会の議決を要するため、提案するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、何とぞ、本案件に関し議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

◎議長(須貝孝議員)

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第12、議第40号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第14、議会案第4号「議員派遣について」までの3案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(須貝孝議員)

ご異議なしと認めます。よって、3案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第12、議第40号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(須貝孝議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第40号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(須貝孝議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第40号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第13、議第41号「尾花沢市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(須貝孝議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第41号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(須貝孝議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第41号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第14、議会案第4号「議員派遣について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(須貝孝議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議会案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(須貝孝議員)

ご異議なしと認めます。よって、議会案第4号は、原案のとおり決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なるご審議、誠にありがとうございました。

この際、武田佳久議員より発言の申し出がありますので、これを許します。武田議員。

〔3番 武田佳久 議員 登壇〕

◎3番(武田佳久議員)

おはようございます。私が議場で皆様とお会いできますのも、6月定例会で最後となります。この場をお借り申し上げ、皆様に一言御礼申し上げます。

私が生まれ育った尾花沢の人々は、大変人情味が深く、自然環境が豊かで、尾花沢で作られた農作物は、私はこれまで食した中で、どの農作物も1番おいしくいただくことができました。このような尾花沢が私は大好きであります。思い起こせば、昭和40年代までの我がまち尾花沢は、活力溢れるまちでありました。基幹産業の農業を軸に、農家の若者は将来の農業経営に意欲満々であり、夢と希望に満ち溢れておりました。あれから半世紀、人口は約半減に減少し、農業の経営者も年々減少し、歯止めかからず、後継者も育ちにくい環境になっております。地域では10年間1人の子どもも誕生していない地域も出ています。すばらしいところが満ち溢れたこの尾花沢を、孫末代までしっかりと引き継いでいくべきと思い、問題、課題解決に向け、皆様方と一緒に取り組んでまいりました。

尾花沢市の重要課題であります少子高齢化、人口減少、農業後継者不足と、課題が山積しておりますが、私の任期も余すところ、あとわずかになりました。本年7月に尾花沢市議会議員選挙がありますが、体調が優れず、我が身体の衰えを感じる今日この頃であります。このまま議員活動を続けることは困難であります。次の選挙をご辞退し、引退させていただきたいと思っております。長い間支えていただきました皆様には、身勝手ながらご理解を賜りますようお願い申し上げます。これまでのご協力誠にありがとうございました。2期8年間の議員在職中、ご指導ご協力を賜りました市当局、議員の皆様へ感謝を申し上げますとともに、ご意見を賜りました市民の皆様へ心より御礼申し上げます。今後とも、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます、簡単ではございますが、御礼のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎議長(須貝孝議員)

次に、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。市長。

〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長(菅根光雄君)

6月定例会の閉会に際し、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、去る5月30日から9日間にわたり、慎重にご審議を賜り、提出いたしました各種重要案件につきまして、原案のとおりご可決、ご承認いただき、厚く御礼申し上げます。審議を通じて賜りましたご意見を十分尊重し、今後の市政運営に努めてまいります。

さて、先日、佐渡ヶ嶽親方と女将さん、十両に昇進された琴鎌谷改め琴ノ若関、そして琴佐藤さんがご挨拶にいらっしゃいました。先に行われた大相撲5月場所では、琴鎌谷さんと琴佐藤さんがともに、見事に勝ち越しをいたしました。その結果、琴鎌谷さんは、このたび十両に昇進されました。昇進にあたり、父のしこ名である琴ノ若を襲名され、晴れて関取になられたことは大変喜ばしい限りです。今後とも本市出身である佐渡ヶ嶽部屋の親方をはじめ、女将さん、力士の皆様を、市民の皆様と共に精一杯応援してまいります。

また、新庁舎が5月1日に開庁してから約1ヵ月余りが過ぎ、市民の皆様からは、明るく、使い勝手が良いなどと、大変好評をいただいております。6月14日には旧庁舎への感謝の気持ちを込め、市内でご活躍されている音楽関係者をお招きして、さよならコンサートを行う予定となっております。5月末から旧庁舎玄関付近に、これまでの感謝を込め、イルミネーションを装飾しており、14日のコンサートは、夕方6時30分から開催します。皆様と一緒に温かいコンサートにしてまいりますので、ぜひご参加くださるようお願い申し上げます。

6月23日には、第6回目となる、元気おばね絆駅伝大会が開催されます。各地区の皆様には、地域ぐるみで準備にあたられているとお聞きしており、地域力の強化につながるようご期待申し上げながら、応援してまいります。

今年は、気温の低い日が続いたかと思うと、30度を超える真夏日となったり、不安定な気候となっております。議員の皆様には、くれぐれも体調を崩すことのないようご自愛いただき、市勢発展に尚一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今期をもって勇退される議員の皆様には、これまで市政にご指導、ご協力いただきましたことに感謝を申し上げます。今後とも大所高所からさらなるご指導をよろしくお願い申し上げますとともに、健康にご留意なされ、今後も尾花沢市の発展のために、ご教授いただきますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎議長(須貝孝議員)

6月定例会は以上をもって閉会となりますが、今定

例会は今任期最後の定例会であります。今任期を最後に勇退される方々のご労苦に対し、衷心より感謝を申し上げますとともに、今後なお一層、ご健康に留意され、本市議会に対し、変わらぬご指導とお力添えを賜りますよう切にお願いを申し上げます。

また、来るべき市議会議員選挙に際し、引き続き立候補をされる方々におかれましては、揃ってご当選されますよう、心からご健闘を祈念いたします。

なお、私事になりますが、今任期をもって、6期21年間にわたる議員活動を終止符を打つことにいたしました。この間、先輩議員の方々をはじめ、議員の皆さん、市当局の皆さんには、大変お世話になりました。任期は7月22日まで残っているわけではありますが、議員各位におかれましては、これまでの在職期間中を通じて、ご指導とご協力を賜り、また議長在任中は円滑な議会運営に対し、多大なるご協力を賜りましたことに衷心より厚く御礼申し上げます。

元号は変わり、新しい令和の時代が始まり、尾花沢市においては市制施行60周年を迎えるとともに、新庁舎も開庁し、新しいスタートを切りました。本市においては、まだまだ多くの課題が山積しておりますが、新しい時代に、さらなる「人にやさしく、あったかい元気な尾花沢」をつくるため、今後とも議会と行政が一体となり、ご尽力くださいますようお願いするものであります。

最後に、尾花沢市の限りない発展と、議員各位のますますのご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、一言御礼の挨拶に代えたいと存じます。誠にありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を閉じます。これをもって、令和元年6月定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でございました。

閉 会 午前11時04分